

【不祥事根絶に向けた本校の決意】（行動基準）

- 1 私たちは、法令等を遵守します。
- 2 私たちは、児童を守り育みます。
- 3 私たちは、不祥事を起こしません。

（6）不祥事根絶のための行動計画

三次市立栗屋小学校

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
□教職員の規範意識の確立	○服務研修等において、研修方法が画一的になりがちである。	○不祥事根絶に向けた本校の決意を掲示し、高い規範意識をもって、職務の遂行を行う。	○本校の決意を職員室内に掲示する。 ○年度初めに研修計画を確認し、月・週予定に反映し当事者意識を高める。	○毎週月曜日の朝会、金曜日の暮会で注意喚起し、徹底を図る。
□学校組織としての不祥事防止体制の確立	○教職員の意識統一が不十分で、個人の力量に依存しがちになる。 ○教職員数が少ないため、複数の種類の仕事を個人が抱える傾向がある。	○不祥事防止委員会において、効果的な研修等の提案を行う。 ○教職員同士のコミュニケーションを促進し、全職員で意識統一して取り組む。	○不祥事防止委員会での協議内容や研修計画を全職員で共有する。 ○児童指導について各職員がコミュニケーションを図り、統一的に指導する事柄を明らかにして取り組む。	○不祥事防止委員会で、教職員アンケートを実施し、改善策について協議する。 ○毎週金曜日に児童の状況を報告し、共通して取り組むべき内容について確認する。
□相談体制の充実	○保護者・児童が「いじめ・体罰・ハラスメント相談窓口」や「障害を理由とする差別解消の相談窓口」について周知しているが、相談がない。	○保護者・児童に「いじめ・体罰・ハラスメント相談窓口」「障害を理由とする差別解消の相談窓口」の相談日・担当者を繰り返し周知する。	○学校だよりで保護者に周知するとともに、校舎内全ての教室にポスターを掲示し児童に周知する。 ○学期毎に保護者・児童を対象としたアンケートを実施し、いじめ・体罰・ハラスメント等についての意識を向上させる。	○生活健康部を中心にアンケートを分析し、いじめ・体罰・ハラスメント等に至る可能性のある状況について分析を行う。 ○保護者懇談会や学級 PTA での協議内容について、全職員で確認する。